



2008年12月9日

各 位

会社名 ラディアホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 堀井 慎一  
(コード番号 4723 東証第二部)  
問合せ先 常務執行役員 広報・IR本部長 立山 秀  
(TEL . 03-3405-9262)

## 株式会社ゼクスの「訴訟の提起に関するお知らせ」について

2008年12月8日付にて株式会社ゼクス(以下ゼクス)が「訴訟の提起に関するお知らせ」を開示しておりますが、本件について当社の見解と対応を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟におけるゼクスからの請求に関する見解

当社が保有するパーリントンハウスの固定資産(住宅型有料老人ホーム2施設)につきましては、2007年9月21日にゼクスと不動産売買契約を締結後、諸手続きが整うまでの間、物件の引渡しを延期し、ゼクスの子会社であります株式会社ゼクスアクティブ・シニア(以下ゼクスアクティブ・シニア)と定期建物賃貸借契約を締結し、同社にて施設運営を行ってまいりました。

しかしながら、2008年7月26日以降、定期建物賃貸借契約の不締結、賃料の支払停止という事態が発生しました。当社は、月額賃料の支払も停止する買い手が、売買代金の決済をする能力を有することに疑いを感じ、ゼクスアクティブ・シニアおよびゼクスに対し、その債務不履行状態の解消を求める一方、2008年8月25日までにかかる状態が解消されない場合、前記不動産売買契約を解除する旨の通知を発しましたが、同期日までにその解消はされませんでしたので、前記売買契約は既に解除済みであり、既に新たな譲渡先との売買交渉を開始しております。以上は、当社の本年10月21日付「固定資産の譲渡契約の解除に関するお知らせ」にて既に開示した通りです。従いまして、売買契約の有効な存在やその後発生した事象を理由に売買契約の解除を主張し、ましてや入居者からの預かり金である保証金(入居一時金)をゼクスアクティブ・シニアの未収入金として計上しているため返還を求めるという請求は全く理由がないものです。

#### 2. 訴訟に関する対応

ゼクスが提起した訴訟の訴状は、未だ送達を受けておりませんので、詳細については把握できておりませんが、今後、訴訟(審理)が開始した場合、応訴し、併せてゼクスの債務不履行責任(違約金等)についても請求する予定です。なお、当社といたしましては、パーリントンハウス馬事公苑につきまして、解除後に判明した建物の瑕疵の早期是正、入居者の皆様へのサービスの継続、財務面・事業運営面等においてより安定的な譲渡先の確保を最優先の課題と考え、全力を注いでまいります。

今後の進展につきましては判明次第開示いたします。

以 上